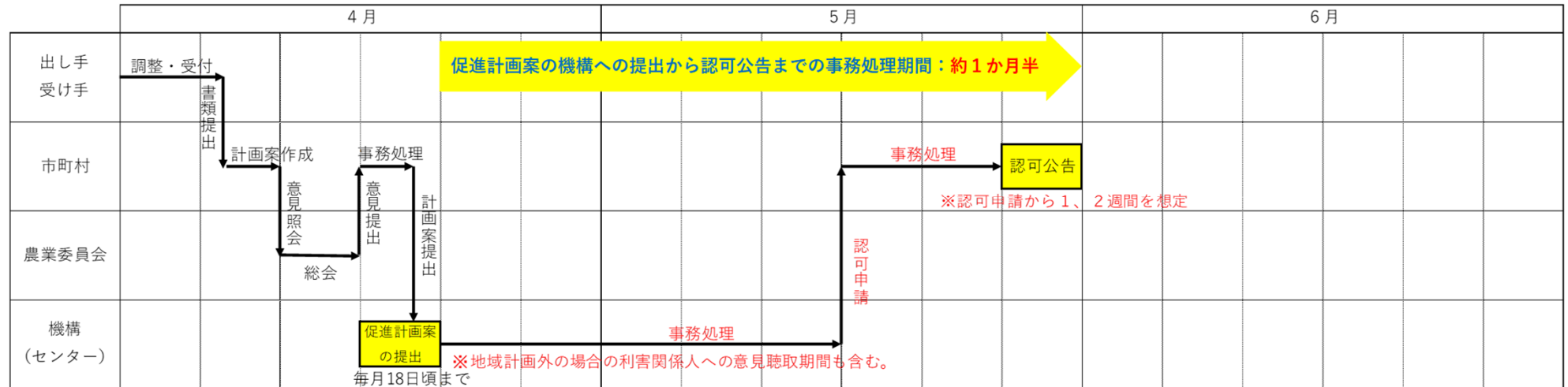


促進計画の事務処理期間

市町村に権限移譲している場合

(31市町村)

弘前市・八戸市・黒石市・五所川原市・十和田市・三沢市・むつ市・つがる市・平川市・平内町・
今別町・蓬田村・外ヶ浜町・深浦町・西目屋村・藤崎町・田舎館村・板柳町・鶴田町・中泊町・
野辺地町・横浜町・東北町・六ヶ所村・おいらせ町・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村



市町村に権限移譲していない場合

(9市町村)

青森市・鯉ヶ沢町・大鰐町・七戸町・六戸町・大間町・東通村・風間浦村・佐井村

